市川市社会福祉法人保育士就職支援補助金交付要綱(趣旨)

第1条 この要綱は、長期間にわたり児童の保育を行うことができる保育人材の確保を促進するため、市内に存する保育所等を運営する社会福祉法人(以下「市内保育所等運営社会福祉法人」という。)に対し、予算の範囲内において、市川市社会福祉法人保育士就職支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、市川市社会福祉法人の助成に関する条例(昭和52年条例第30号。以下「条例」という。)及び市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和52年規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 保育所等 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第35条第4項の認可を得て設置した保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号) 第3条第1項の認定を受けて設置した認定こども園(認定こども園の認定の要件を定める条例(平成18年千葉県条例第64号)第3条第1項第2号及び第4号の要件に適合している施設に限る。) 又は市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第13号)第28条に規定する小規模保育事業A型を行う事業所をいう。
 - (2) 保育所等就業体験機会提供事業 次に掲げる要件を満たす就業体験の機会の提供を行う事業をいう。
 - ア 市内保育所等運営社会福祉法人が運営する保育所等において提供され たものであること。
 - イ 保育の業務に係るものであること。
 - ウ 就業体験をした者1人につき、5日以上かつ1日につき3時間以上での就業体験を提供したものであること。

- エ 就学体験をした者が満15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者(市内保育所等運営社会福祉法人と労働契約を締結した者を除く。)であること。
- (3) 保育士就業開始資金支給事業 市内保育所等運営社会福祉法人が法第 18条の4に規定する保育士(保育所等の代表者、役員その他これらと同等の責任を有する保育士を除く。以下「保育士」という。)と平成29年 1月1日以後に市内に存する保育所等に就業する旨の期間の定めのない 労働契約又は期間の定めのある労働契約(労働時間が1日につき6時間以上であり、かつ、労働日数が1月につき20日以上であるものに限る。)(以下「市内保育所等就業労働契約」という。)を締結した場合において、当該保育士に対し、就業を開始するに当たり必要となる費用の一部を支給する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内 保育所等運営社会福祉法人とする。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が市内に存する保育所等において長期間にわたり児童の保育を行うことができる保育人材の確保をするために行う次の各号に掲げる事業とする。
 - (1) 保育所等就業体験機会提供事業
 - (2) 保育士就業開始資金支給事業

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各 号に定める額とする。
 - (1) 保育所等就業体験機会提供事業 就業体験をした者1人につき1日当 たり1,000円。ただし、15,000円を限度とする。
 - (2) 保育士就業開始資金支給事業 市内保育所等就業労働契約をした保育

士1人につき100,000円。ただし、補助対象者が当該保育士に支給 した額が100,000円未満であるときは、当該支給した額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年の3月20 日までの間とする。

(交付の申請に係る添付書類)

- 第7条 条例第2条第4号の市長が必要と認める書類は、保育所等就業体験機会提供事業に係る補助金の交付の申請にあっては第1号、第2号、第6号及び第7号に、保育士就業開始資金支給事業に係る補助金の交付の申請にあっては第3号から第5号まで及び第7号に掲げるとおりとする。
 - (1) 保育所等就業体験機会提供事業に要した費用を証する書類
 - (2) 市川市社会福祉法人保育士就職支援補助金就業体験実施報告書(様式第 1号)
 - (3) 補助対象者と市内保育所等就業労働契約を締結して就業を開始するに 当たり必要となる費用の支給を受けた保育士(以下「就業開始資金支給済 保育士」という。)に係る法第18条の18第3項に規定する保育士登録 証の写し
 - (4) 就業開始資金支給済保育士に係る市内保育所等就業労働契約に係る契約書又はこれに類する労働関係を証する書類のうち補助対象者及び就業開始資金支給済保育士が記名押印したもの
 - (5) 就業開始資金支給済保育士ごとの就業を開始するに当たり必要となった費用の額を受領したことを証する書類の写しその他助成したことを確認できる書類
 - (6) 受領書の写しその他助成したことを確認できる書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

- 第8条 規則第3条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 保育士就業開始資金支給事業に係る補助金の交付の決定を受けた補助

対象者(以下「就業開始資金補助金交付決定者」という。)は、就業開始 資金支給済保育士との市内保育所等就業労働契約につき、正当な理由があ る場合を除き、当該市内保育所等就業労働契約を締結した日から起算して 2年を超えない期間内において解除しないこと。

- (2) 就業開始資金補助金交付決定者は、就業開始資金支給済保育士について、 市内保育所等就業労働契約を破棄することなく長期間にわたり児童の保 育を行うことができる保育人材として確保するように努めること。
- (3) 就業開始資金補助金交付決定者は、就業開始資金支給済保育士の保育業務従事状況を、当該就業開始資金支給済保育士と市内保育所等就業労働契約を締結した日の属する月から起算して2年を経過する月までの間、当該締結した日の属する月から起算して6月ごとに、市川市社会福祉法人保育士就職支援補助金保育業務従事報告書(様式第2号)により市長に報告すること。
- (4) 就業開始資金補助金交付決定者が就業開始資金支給済保育士との市内保育所等就業労働契約を解除し、又は、就業開始資金支給済保育士が市内保育所等就業労働契約を破棄した場合において、就業開始資金補助金交付決定者が就業開始資金支給済保育士から就業を開始するに当たり必要となる費用の一部の返還を受けた場合には、保育士就業開始資金支給事業に係る補助金の交付の決定に係る額の確定を受けた範囲内において、当該保育士就業開始資金支給事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を市に返還させることがあること。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年1月31日から施行する。
 - (適用区分)
- 2 第3条第1号の規定は、平成28年4月1日以後に提供した就業体験の機

会の提供について適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市社会福祉法人保育士就職支援補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の市川市社会福祉法人保育士就職支援補助金について適用し、平成30年度分までの市川市社会福祉法人保育士就職支援補助金については、なお従前の例による。